

桶川市国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱

(令和3年9月21日市長決裁)

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条の規定に基づく桶川市国土強靱化地域計画(以下、「地域計画」という。)を策定し、及び推進するため、桶川市国土強靱化地域計画検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域計画の案の策定等に関すること。
- (2) その他国土強靱化の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、企画財政部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、副室長及び副部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員のうちからその職務代理者を指名することができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画主管課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。